

平成23年(三)第3号 温泉水供給管妨害排除等仮処分命令申立事件

債権者 豊見本長栄 外

債務者 株式会社中央農林

答 弁 書

平成23年6月30日

大分地方裁判所日田支部民事保全係 御中

(送達場所)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目12番6号

コアロード西新宿203号室

小林・福井法律事務所

電話 03(3343)6088

ファックス 03(3343)3395

|              |   |   |     |
|--------------|---|---|-----|
| 債務者ら訴訟代理人弁護士 | 小 | 林 | 元   |
| 同            | 福 | 井 | 大   |
| 同            | 辻 | 本 | 雄   |
| 同            | 佐 | 藤 |     |
| 同            | 長 | 竹 | 信   |
| 同            | 竹 | 村 | 真 理 |



第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 債権者らの申立てを却下する
  - 2 訴訟費用は債権者らの負担とする
- との決定を求める。

第2 申立の原因に対する認否及び債務者らの主張

御庁平成23年(コ)第1号事件における答弁書、主張書面1及び主張書面2の主張及び乙号証を全て援用する。

以上